

# 総合評価落札方式の実施方針

三好市

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」に従い、公共工事の品質確保の促進を図るため、三好市が発注する建設工事（以下「工事」という。）における建設企業の技術力等と入札価格とを総合的に評価する総合評価落札方式の実施方針を次のとおり定める。

## 1 対象工事

総合評価落札方式は、原則として設計金額が5千万円以上の建設工事を対象とする。ただし、建築一式工事においては、設計金額が7千万円以上を対象とする。

## 2 型式選定

総合評価落札方式は対象工事の規模及び技術的な特性に応じて、次に掲げるいずれかの型式を選定する。

### (1) 施工能力審査型

施工能力審査型は、技術的な工夫の余地が小さい工事において、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用し、同種工事の実績、工事成績等に基づいて評価される技術力等と入札価格により総合評価を行う。

### (2) 簡易型

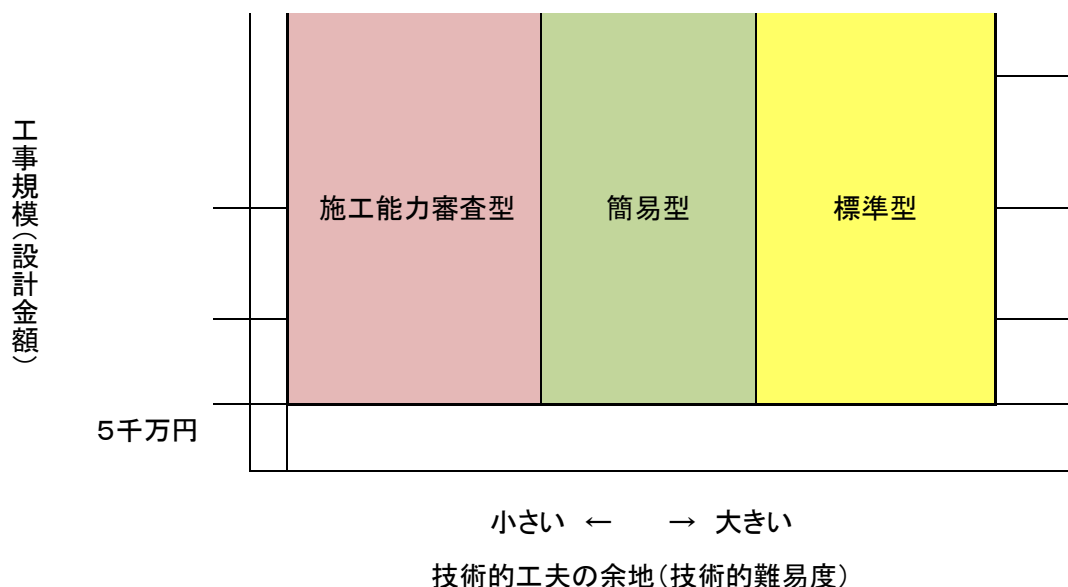
簡易型は、技術的な工夫の余地が比較的小さい工事において、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用し、簡易な施工計画、同種工事の実績、工事成績等に基づいて評価される技術力等と入札価格により総合評価を行う。

### (3) 標準型

標準型は、技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し、環境の維持、交通の確保、安全対策、工期の短縮等社会的要請の高い特定の技術的課題について、施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用する。

なお、技術提案は、標準案に基づき算定した予定価格の範囲内で提案される施工上の工夫等を対象とし、この技術提案等に基づいて評価される技術力等と入札価格により総合評価を行う。

総合評価落札方式の型式別適用イメージ図



### 3 評価項目及び評価基準

建設企業の技術力等を評価する項目は、選定する型式ごとに次のとおりとし、評価項目ごとに設定する評価の基準は、別紙1に記載するとおりとする。

なお、評価項目のうち、地元企業活用及び営業拠点の有無については、工事の内容に応じて適宜設定し、技術提案及び簡易な施工計画（以下「技術提案等」という。）については、工事の施工条件、環境条件等から工事ごとに施工上の技術的課題等を踏まえて設定する。

また、より良い総合評価落札方式とするため、試行的に本実施方針に記載の無い新たな評価項目を設定し、実施できるものとする。

#### (1) 施工能力審査型

##### ○評価項目

- ①企業の施工能力【同種工事の施工実績、工事成績、ISO等】
- ②配置予定技術者【保有資格、CPD、同種工事の施工実績、工事成績】
- ③地域貢献度【ボランティア、地域防災力、地元企業活用、地元雇用】
- ④地域精通度【営業拠点の有無】

#### (2) 簡易型

##### ○評価項目

- ①簡易な施工計画【品質管理、工程管理、配慮事項、課題対応】
- ②企業の施工能力【同種工事の施工実績、工事成績、建設業BCP、登録基幹技能者、ISO等】
- ③配置予定技術者【保有資格、CPD、同種工事の施工経験、工事成績】
- ④地域貢献度【ボランティア、地域防災力、地元企業活用、地元雇用】
- ⑤地域精通度【営業拠点の有無】

#### (3) 標準型

#### ○技術提案項目

- ①総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ②工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ③社会的要請への対応に関する技術提案

#### ○評価項目

- ①技術提案【総合的なコスト、工事目的物の性能等、社会的要請への対応】
- ②簡易な施工計画【品質管理、工程管理、配慮事項、課題対応、コスト縮減】
- ③企業の施工能力【同種工事の施工実績、工事成績、建設業BCP、登録基幹技能者、ISO等】
- ④配置予定技術者【CPD、同種工事の施工経験、工事成績】
- ⑤地域貢献度【ボランティア、地域防災力、地元企業活用、地元雇用】
- ⑥地域精通度【営業拠点の有無】

### 4 総合評価及び落札者決定の方法

総合評価の方法は、次の方法（除算方式）により建設業者の技術力等と入札価格とを点数化して算出される「評価値」をもって行う。

なお、落札者決定の方法は、入札に必要なとなる参加資格要件を満たし、かつ、得られた「評価値」が最も高い者を落札者とする。また、加算点が0点未満になった場合には、入札を失格とする。

#### ○評価値の算出方法（除算方式）

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= (\text{基礎点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \\ &= (100\text{点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}\end{aligned}$$

- ※ 基礎点は、入札に必要なとなる参加資格要件を満足する場合に100点とする。
- ※ 加算点は、各評価基準に基づき得られた得点の合計を配点の合計で除し、型式ごとに設定された加算点の満点を乗じ、小数第1位（小数第2位四捨五入）止めとする。
- ※ 評価値は、小数第3位（小数第4位四捨五入）止めとする。
- ※ 入札価格は、億円単位とし、小数第5位（小数第6位切上げ）止めとする。

### 5 加算点の満点

各型式における加算点の満点は、次のとおりとする。

- (1) 施工能力審査型は、15点とする。
- (2) 簡易型は、20点とする。
- (3) 標準型は、30点とする。

### 6 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式による入札を行おうとするときは、落札者決定基準について、あらかじめ、2名以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。また、当該意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述

べられた場合には、その際に改めて意見を聴かなければならない。

### ○意見聴取の方法

意見聴取は、個別工事ごとに入札を公告するまでに行う。ただし、施工能力審査型等において、評価基準等が同一の工事の場合には、代表工事の意見を聴くことにより、複数工事の意見を一括して聴くことができるものとする。

## 7 技術提案等の審査

技術提案等の審査は、市が設置した総合評価審査会が行う。ただし、標準型において、特に専門的知識が必要となる場合には、別途、専門家等から意見を聴くことができるものとする。

## 8 評価結果の履行確保

### (1) 技術提案等の履行確保

簡易型及び標準型は、入札時に提出した技術提案又は施工計画の記述内容と同等以上の施工ができなかった場合には、次の方法により算出される工事成績減点値を工事成績評定点から減点する。

また、標準型は、入札時に提出した技術提案の提案値（定量的な評価項目の場合）が満足できなかった場合には、工事成績評定点の減点に加え、次の方法により契約金額を減額する。

### ○工事成績の減点方法

$$\text{工事成績減点値} = (A - B) / A \times 13 \text{点}$$

A：入札時の技術提案又は施工計画に対する得点の合計

B：施工後の技術提案又は施工計画の実績に相当する得点の合計

※ 工事成績減点値は、小数第1位（小数第2位四捨五入）止めとする。

※ 技術提案等に対する履行状況が特に悪質と認められる場合には、入札参加確認資料等に虚偽の記載をしたもの、又は契約違反をしたものとして、「三好市建設工事等指名停止等措置要綱」に基づき措置する。

### ○契約金額の減額方法

$$\text{契約金額の減額金額} = C - C \times ((100 + E) / (100 + D))$$

C：当初の請負代金額

D：入札時の提案値に対する加算点の合計

E：施工後の実績値に相当する加算点の合計

### (2) 配置予定技術者の履行確保

配置予定技術者を工事途中で交代させたことにより配置予定技術者に関する評価項目の得点合計が、入札時より低くなる場合には、次の方法により算出される工事成績減点値を工事成績評定点から減点する。

### ○工事成績の減点方法

$$\text{工事成績減点値} = (A - B) / A \times 13 \text{点}$$

A：入札時の配置予定技術者に対する得点の合計

B：交代した技術者に対する得点の合計（落札決定時での評価）

### **（３）登録基幹技能者活用の履行確保**

登録基幹技能者の活用計画を履行しなかった場合には、登録基幹技能者活用の評価項目に関する得点を工事成績評定点から減点する。

### **（４）地元企業活用の履行確保**

地元企業の活用計画を履行しなかった場合には、地元企業活用の評価項目に関する得点の合計を工事成績評定点から減点する。

## **９ 低入札工事に対する減点措置**

### **（１）減点措置の対象となる者**

減点措置の対象となる者は、三好市低入札価格調査制度を適用する総合評価落札方式による工事において、低入札価格調査基準価格を下回った額で契約（以下「低入札」という。）した者とする。ただし、特別な理由が認められる場合を除くものとし、特別な理由とは、新技術の導入による大幅なコスト低減等の場合とする。

### **（２）減点措置の対象となる入札**

減点措置の対象となる入札は、各発注部局が定めるものとし、減点措置を行う場合には、入札公告等に明記する。

### **（３）減点措置の対象となる期間**

減点措置の対象となる期間は、当該工事における契約工期又は標準工事日数を基に設定し、期間の上限を１年間とする。

### **（４）減点措置の方法**

減点措置の方法は、入札公告に記載された開札日において、減点措置の対象となる者の加算点を算出するに際して、低入札１回ごとに得点を１０点減点するものとし、減点は累積するものとする。ただし、設計金額が７千万円以上の工事での低入札に対する減点措置は、減点を２０点とする。

## **１０ 情報公開の方法**

入札及び契約の過程の透明性並びに競争の公正性を確保するため、入札参加者の評価に関する基準、落札者の決定方法等については、入札公告時の総合評価に関する事項等において明らかにする。

また、総合評価落札方式における落札結果、技術力評価の結果等については、落札者決定後速やかに三好市ホームページにおいて公表する。

附 則

（施行期日）

本実施方針は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

本実施方針は、平成３０年４月１日から施行し、施行日以降に公告する入札に適用する。